

大川市議会第2回定例会会議録

令和6年3月22日大川市議会議場に出席した議員及び付議事件の説明のため出席した者の氏名並びに付議事件の内容は次のとおりである。

1. 出席議員

1番	永尾学	8番	龍誠一
2番	宮崎貴仁	9番	内藤栄治
3番	古賀寿典	10番	川野栄美子
4番	馬淵清博	11番	遠藤博昭
5番	永島幸夫	12番	永島守
6番	宮崎稔子	13番	平木一朗
7番	西田学		

欠席議員

14番	箴島かおる
-----	-------

2. 地方自治法第121条の規定により出席した者

市長	倉重良一
統括副市長	橋本浩一
特命副市長 (兼)大川の駅整備振興課長	森寿貴
教育長	内藤妙子
会計管理課長 (兼)会計課長 (兼)税務課長	川野文裕
人事秘書課長 (併)監査事務局長	仁田原敏雄
総務課長 (併)選挙管理委員会事務局長	田中準一
企画課長	野中貴光
学校教育課長	添田宗孝

3. 本議会の書記は次のとおりである。

議 会 事 務 局 長	和 田 孝 紀
議 会 事 務 局 書 記	龍 輝 洋
議 会 事 務 局 書 記	松 家 奈 美 子
議 会 事 務 局 書 記	高 口 絵 美

4. 付議事件

1. 委 員 長 報 告
1. 質 疑 ・ 討 論 ・ 採 決
1. 閉会中の各委員会への調査付託の件
1. 会 議 録 署 名 議 員 の 指 名
1. 閉 会 の 宣 告

午前9時30分 開会

○議長（遠藤博昭君）

おはようございます。各位の御参集、感謝申し上げます。

ここで御報告いたします。箴島かおる議員から欠席の届けが提出されておりますので、御報告いたします。

出席議員は定足数に達しておりますので、ただいまから本日の会議を開きます。

ここで、さきの3月4日の本会議、議長不信任案決議の賛成討論における内藤栄治議員の発言に関して、議会運営委員会副委員長より発言の申出がっておりますので、この際、お願いいたします。議会運営委員会副委員長、川野栄美子君。

○議会運営委員会副委員長（川野栄美子君）（登壇）

皆さんおはようございます。議会運営委員会副委員長の川野栄美子でございます。

さきの3月4日の本会議、議長不信任案決議の賛成討論において、内藤議員の発言の中に議会の権威を毀損するような不穏当発言が一部含まれていたため、議会運営委員会として内藤議員に対し発言の取消しを行うように求めましたが、これに応じていただけませんでした。

このため、先ほど議会運営委員会を開催し、協議をした結果、さきの内藤議員の発言につ

いて、地方自治法第129条第1項の規定により、議長の発言取消命令を要求することで決しましたので、発言させていただきます。

以上、終わります。

○議長（遠藤博昭君）

ただいま議会運営委員会副委員長から、議長不信任決議の賛成討論において、内藤栄治議員の発言の中に一部不穏当と認められる発言がありましたので、議長において発言の取消しを命じられたい旨の要求がありました。

議長においても不穏当と認めますので、発言の取消しを勧告いたします。内藤議員、いかがでしょうか。——内藤議員。

○9番（内藤栄治君）

それでよかよ。

○議長（遠藤博昭君）

はい？

○9番（内藤栄治君）

それでいいです。

○議長（遠藤博昭君）

いいです。はい。

内藤議員に不穏当発言の取消しの勧告を行いました。これに応じないため、地方自治法第129条第1項の規定により、3月4日の本会議、議長不信任決議の賛成討論における内藤栄治議員の発言の一部取消しを命じます。

それではまず、総務委員会に付託しておりました議案第5号 大川市職員の育児休業等に関する条例等の一部を改正する条例の制定について外4件を一括議題といたします。

これから総務委員会における審査の経過並びに結果について、総務委員長の報告を求めます。総務委員長、永島守君。

○総務委員長（永島 守君）（登壇）

皆さんおはようございます。私は総務委員長といたしまして、本委員会に付託されておりました議案第5号 大川市職員の育児休業等に関する条例等の一部を改正する条例の制定について外4件につきまして、本委員会における審査の経過並びにその結果を御報告申し上げます。

まず、議案第5号 大川市職員の育児休業等に関する条例等の一部を改正する条例の制定について御報告を申し上げます。

説明によりますと、本案は、本市職員の育児と仕事の両立がより一層可能となるように、国家公務員の措置に準じて、職員の育児のための短時間勤務制度を導入するため、所要の改正を行おうとするものであります。

委員会では、まず、男性職員の育児休業取得の状況についてたどしましたところ、令和4年度と5年度にそれぞれ1名、過去にも1名の計3名がこれまで取得されている旨の答弁がなされました。

次に、本案は常勤職員を対象としているが、会計年度任用職員は常勤職員に含まれるのかたどしましたところ、会計年度任用職員は本案の対象外となる旨の答弁がなされました。

委員会では、その他詳細な審査を行い、採決の結果、本案は原案のとおり可決すべきものと決した次第であります。

次に、議案第6号 大川市特別職の職員の報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例の制定について及び議案第7号 大川市市長、副市長及び教育長給与等に関する条例の一部を改正する条例の制定についての2議案は関連しておりますので、一括して御報告を申し上げます。

説明によりますと、両案は、社会経済情勢の変化や近隣市の状況等を勘案して答申された特別職報酬等審議会の意見を尊重し、市長、副市長及び教育長をはじめ、本市特別職の職員の給料、または報酬の改定、さらには、物価高騰に伴い宿泊料が上昇していることから、三役が出張した際の宿泊料を宿泊地の地域区分に応じて支給するため、所要の改正を行おうとするものでございます。

委員会では、議案第7号に関し、甲地方の宿泊料について余裕を持った額にしたほうがよいのではないかとたどしたところ、基本、東京都23区については宿泊パック利用を前提とした取組を引き続き進めていくとともに、甲地方の宿泊パックの利用ができない地域については、現状に見合う改定後の宿泊料の支給で取り組んでいく旨の答弁がなされました。

委員会では、その他詳細な審査を行い、採決の結果、本案は原案のとおり可決すべきものと決した次第であります。

次に、議案第11号 大川市犯罪被害者等支援条例の制定について御報告を申し上げます。

説明によりますと、本案は、本市における犯罪被害者等の支援に関する基本理念、市及び

市民等の責務及び犯罪被害者等の支援の基本的事項を定めることにより、犯罪被害者等への支援を総合的に推進し、犯罪被害者等が受けた被害の回復及び軽減を図るため、本条例を制定しようとするものであります。

委員会では、傷害見舞金の支給要件についてただしましたところ、1か月以上治療を要する診断書が必要となるが、当初の診断書で1か月未満の治療期間であったものの、その後、長期となった場合には、同内容での診断書の提出が求められる旨の答弁がなされたところであり、あります。

また、関連して、重傷病の定義について、犯罪行為による精神的な疾病が後々発症する場合にどれほどの期間までが有効なのかただしましたところ、因果関係が認められれば、事件発生から2年以内に申請を行うこととなる旨の答弁がなされました。

委員会では、その他詳細な審査を行い、採決の結果、本案は原案のとおり可決すべきものと決した次第であります。

次に、議案第14号 令和5年度大川市一般会計補正予算について御報告申し上げます。

今回の補正は、国の補正予算を活用するものを含め、歳入歳出予算及び繰越明許費の補正を行おうとするものであり、その概要は次のとおりであります。

総務費には、令和6年1月に発生した能登半島地震の被災地への義援金1,000万円、職員の退職等に伴う退職手当1億226万3千円等、計2億3,570万円が計上されております。

民生費には、相談支援事業委託料577万円及び障害者等相談支援機能強化補助金55万2千円が計上されております。

農林水産業費には、地籍調査事業費1億6,842万7千円が計上されております。

以上により、今回の補正総額は4億1,044万9千円となっておりますが、これらの財源といたしましては、歳出に見合う地方交付税、国庫支出金、県支出金、寄附金及び繰越金をもって充当することとなります。

繰越明許費の補正は、本年度内に完了が見込めない道の駅整備開発行為測量設計業務委託事業、地籍調査事業等について翌年度へ繰り越すため、繰越明許費の追加を行おうとするものであります。

委員会では、3款1項1目社会福祉総務費について、市は市内2事業者分の消費税額を今後も負担していくことになるのかただしましたところ、現年分は契約変更した形で消費税を加算した契約金額に変更する。今年度まで補助金として支出を行い、来年度からは委託料と

して支出を行うが、基本的には引き続き消費税相当分を含めた契約になる旨の答弁がなされました。

委員会では、その他詳細な審査を行い、採決の結果、本案は原案のとおり可決すべきものと決した次第でございます。

御清聴ありがとうございました。

○議長（遠藤博昭君）

総務委員長の報告は終わりました。

これから総務委員長の報告に対し、質疑を行います。質疑を希望される方は、この際、御通告をお願いします。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

質疑の通告はありませんので、次に進みます。

次に、討論を希望される方は、この際、御通告をお願いします。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

ないようでございますので、これから採決いたします。

まず、議案第5号 大川市職員の育児休業等に関する条例等の一部を改正する条例の制定についてを採決いたします。

本案を総務委員長報告のとおり、すなわち原案のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

起立全員と認めます。よって、本案は総務委員長報告のとおり可決されました。

次に、議案第6号 大川市特別職の職員の報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例の制定についてを採決いたします。

本案を総務委員長報告のとおり、すなわち原案のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

起立多数と認めます。よって、本案は総務委員長報告のとおり可決されました。

次に、議案第7号 大川市市長、副市長及び教育長給与等に関する条例の一部を改正する条例の制定についてを採決いたします。

本案を総務委員長報告のとおり、すなわち原案のとおり決することに賛成の諸君の起立を

求めます。

〔賛成者起立〕

起立多数と認めます。よって、本案は総務委員長報告のとおり可決されました。

次に、議案第11号 大川市犯罪被害者等支援条例の制定についてを採決いたします。

本案を総務委員長報告のとおり、すなわち原案のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

起立全員と認めます。よって、本案は総務委員長報告のとおり可決されました。

次に、議案第14号 令和5年度大川市一般会計補正予算を採決いたします。

本案を総務委員長報告のとおり、すなわち原案のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

起立多数と認めます。よって、本案は総務委員長報告のとおり可決されました。

次に、文教厚生委員会に付託しておりました議案第8号 大川市学童保育所設置条例の制定について外5件を一括議題といたします。

これから文教厚生委員会における審査の経過並びに結果について、文教厚生委員長の報告を求めます。文教厚生委員長、平木一朗君。

○文教厚生委員長（平木一朗君）（登壇）

私は文教厚生委員長といたしまして、本委員会に付託されました議案第8号 大川市学童保育所設置条例の制定について外5件につきまして、本委員会における審査の経過並びに結果を御報告申し上げます。

まず、議案第8号 大川市学童保育所設置条例の制定について御報告申し上げます。

本案は、児童福祉法に定める放課後児童健全育成事業を実施する学童保育所を公の施設と位置づけ、安定的な運営を図るため、その設置及び管理に関する事項を定める条例を制定しようとするものであります。

委員会では、既存の大川市学童保育事業実施要綱との変更点についてただしたところ、これまでは各学童保育所に運営委員会を設置し、入所の決定から利用料の徴収も含め運営委員会に委託していたが、条例で公の施設と位置づけることにより、利用料を市の歳入と位置づける点、また、入所の決定等を市長名で行うところが変更点である旨の答弁がなされました。

次に、各学童保育所の定員と、今年度、待機児童が発生したかただしたところ、定員については、大川小学校区の学童保育所ひかり園は令和5年度で50名で、令和6年度は60名を予定している。宮前小学校区の学童保育所太陽の家は50名、三又学童保育所は50名、道海学童保育所は38名、木室校区学童保育所は令和5年度60名で、令和6年度は80名を予定している。田口校区学童保育所は2支援単位の合計で100名、川口小学校区の学童保育所川の子園は70名、大野島学童保育所は30名である。また、今年度、学童保育所ひかり園と木室校区学童保育所においては待機児童が発生しており、その解消を図るため、定員増に必要な整備を今年度実施している旨の答弁がなされました。

委員会では、その他詳細な審査を行い、採決の結果、本案は原案のとおり可決すべきものと決した次第であります。

次に、議案第9号 大川市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の制定について御報告申し上げます。

本案は、特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業並びに特定子ども・子育て支援施設等の運営に関する基準の改正に伴い、利用者の特定教育・保育施設の選択に資するため、重要事項を書面掲示することに加え、インターネットにより閲覧に供することを規定するとともに、手続のオンライン化に資するため、施設が書面等を交付・提出する際の記録媒体の種類を特定しないよう、所要の改正を行おうとするものであります。

委員会では特段の異論もなく、採決の結果、本案は原案のとおり可決すべきものと決した次第であります。

次に、議案第10号 大川市介護保険条例の一部を改正する条例の制定について御報告申し上げます。

本案は、介護保険事業計画の見直しにより、令和6年度から令和8年度までの介護保険料を改定するため、所要の改正を行おうとするものであります。

内容といたしましては、被保険者の所得段階は、国の標準段階の多段階化に合わせて、現行の10段階から13段階に変更を行い、1号被保険者間での所得再分配機能を強化しており、介護保険料を計算する基礎となる基準額を、5段階に位置する年額7万2千円、月額6千円に改正を行おうとするものであります。さらに、1段階から3段階までは低所得高齢者の保険料軽減を強化するための軽減措置が設けられており、1段階は基準額の0.285の割合で2万500円、2段階は基準額の0.385の割合で2万7,700円、3段階は基準額の0.685の割合で4

万9,300円に改正を行おうとするもので、それぞれの保険料は100円未満の端数切捨での措置がなされているとのことであります。

委員会では特段の異論もなく、採決の結果、本案は原案のとおり可決すべきものと決した次第であります。

次に、議案第16号 令和6年度大川市国民健康保険事業特別会計予算について御報告申し上げます。

本会計は国民健康保険法に基づく医療事業等について予算編成を行うもので、歳出の主なものは、総務費6,764万4千円、保険給付費33億6,670万6千円、国民健康保険事業費納付金11億1,818万円などで、予算規模は46億1,400万円であります。

委員会では、1款1項1目一般管理費、被保険者証等印刷・封入封緘業務委託料が115万1千円と昨年度比で倍近くに増えている理由についてただしたところ、通常の保険証送付に加え、6年12月からマイナ保険証に一本化されるため、周知のためのパンフレット送付と、マイナンバーカードを取得されていない国民健康保険の加入者に対して、保険証に代わる資格確認書を送付することにより増額となる旨の答弁がなされました。

次に、6款1項2目疾病予防費の生活習慣病重症化予防事業委託料に関し、事業目標についてただしたところ、特定健診受診率の目標を40%と掲げているが、現状は20%台である。健診の重要性を市民にお知らせするため、5年度は電話勧奨を行っていたが、最近ではいろんな詐欺が発生していることから、警戒されるケースもあった。今後は、区長会などの機会を捉え、健診の利用推進について説明を行う予定である。また、現在、特定健診の費用は500円が自己負担となっているが、6年度は無料化を予定しており、市の負担分として少し予算を増額している。将来的な医療費を削減していくためにも健診の勧奨は必要なことであり、少しずつ形や方法を変えながら受診率向上を目指していく旨の答弁がなされました。

委員会では、その他詳細な審査を行い、採決の結果、本案は原案のとおり可決すべきものと決した次第であります。

次に、議案第17号 令和6年度大川市後期高齢者医療事業特別会計予算について御報告申し上げます。

本会計は、高齢者の医療の確保に関する法律に基づく医療事業等のうち、保険料徴収など本市が行うべき事業等について予算編成を行うもので、歳出の主なものは、総務費2,112万5千円、後期高齢者医療広域連合納付金7億496万3千円などで、予算規模は7億3,000万円

であります。

委員からは、自己負担割合などの制度の内容について分かりづらいとの声があるため、窓口等では適切な説明をお願いしたい旨の意見が開陳されました。

委員会では特段の異論もなく、採決の結果、本案は原案のとおり可決すべきものと決した次第であります。

次に、議案第18号 令和6年度大川市介護保険事業特別会計予算について御報告申し上げます。

本会計は介護保険法に基づく介護保険事業について予算編成を行うもので、歳出の主なものは、総務費1億1,356万8千円、保険給付費35億6,337万9千円、地域支援事業費1億4,587万6千円などで、予算規模は38億5,200万円であります。

委員会では、5款1項1目介護予防・生活支援サービス事業費の通所型サービス費の減額についてただしたところ、6年度からの通所見込み量については、本年度に大川市長寿社会対策審議会において、これまでの実績及びこれからの要介護認定者数などの推計値を基に算出している旨の答弁がなされました。

委員からは、介護予防・生活支援サービス事業では幅広い選択肢を設けていただき、高齢者が外出しやすいようなアイデアを考えていただきたい旨の意見が開陳されました。

次に、8款1項1目一般会計繰出金の内容についてただしたところ、6年度から重層的支援体制整備事業が本格実施となるため、例えば、ゆうゆう会など、これまで介護保険事業特別会計で実施していた住民が行う地域介護予防活動支援事業を一般会計に組み替えて実施することにより、事業に要する費用の23%相当分の第1号被保険者保険料と27%相当分の第2号被保険者保険料を介護保険事業特別会計から一般会計へ繰り出す形になる旨の答弁がなされました。

委員会では、その他詳細な審査を行い、採決の結果、本案は原案のとおり可決すべきものと決した次第であります。

以上で私の報告を終わります。

○議長（遠藤博昭君）

文教厚生委員長の報告は終わりました。

これから文教厚生委員長の報告に対し、質疑を行います。質疑を希望される方は、この際、御通告お願いいたします。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

質疑の通告はありませんので、次に進みます。

次に、討論を希望される方は、この際、御通告をお願いします。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

ないようでございますので、これから採決いたします。

まず、議案第8号 大川市学童保育所設置条例の制定についてを採決いたします。

本案を文教厚生委員長報告のとおり、すなわち原案のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

起立全員と認めます。よって、本案は文教厚生委員長報告のとおり可決されました。

次に、議案第9号 大川市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の制定についてを採決いたします。

本案を文教厚生委員長報告のとおり、すなわち原案のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

起立全員と認めます。よって、本案は文教厚生委員長報告のとおり可決されました。

次に、議案第10号 大川市介護保険条例の一部を改正する条例の制定についてを採決いたします。

本案を文教厚生委員長報告のとおり、すなわち原案のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

起立全員と認めます。よって、本案は文教厚生委員長報告のとおり可決されました。

次に、議案第16号 令和6年度大川市国民健康保険事業特別会計予算を採決いたします。

本案を文教厚生委員長報告のとおり、すなわち原案のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

起立全員と認めます。よって、本案は文教厚生委員長報告のとおり可決されました。

次に、議案第17号 令和6年度大川市後期高齢者医療事業特別会計予算を採決いたします。

本案を文教厚生委員長報告のとおり、すなわち原案のとおり決することに賛成の諸君の起

立を求めます。

〔賛成者起立〕

起立全員と認めます。よって、本案は文教厚生委員長報告のとおり可決されました。

次に、議案第18号 令和6年度大川市介護保険事業特別会計予算を採決いたします。

本案を文教厚生委員長報告のとおり、すなわち原案のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

起立全員と認めます。よって、本案は文教厚生委員長報告のとおり可決されました。

次に、産業建設委員会に付託しておりました議案第12号 大川市漁港管理条例の一部を改正する条例の制定について外3件を一括議題といたします。

これから産業建設委員会における審査の経過並びに結果について、産業建設委員長の報告を求めます。産業建設委員長、川野栄美子君。

○産業建設委員長（川野栄美子君）（登壇）

皆さんおはようございます。私は産業建設委員長といたしまして、本委員会に付託されました議案第12号 大川市漁港管理条例の一部を改正する条例の制定について外3件につきまして、本委員会における審査の経過並びに結果を御報告申し上げます。

まず、議案第12号 大川市漁港管理条例の一部を改正する条例の制定についてを御報告申し上げます。

まず、説明によりますと、本案は、漁港漁場整備法の法律名が改正されるため、また、漁港施設の占用許可の期間を延長するため、所要の改正を行うものであります。

内容としましては、「漁港漁場整備法」を「漁港及び漁場の整備等に関する法律」に名称を改め、また、漁港施設等占用期間を原則1か月から10年に改めるものであります。漁港管理者は法律の規定により漁港管理規程を制定しなければならないとされており、本市では、5つの漁港を公の施設として施設の設置および管理に関する規程を条例で定めている。この規程については、農林水産省が地方公共団体向けに模範漁港管理規程例という方針により示されており、この内容に沿って条例等を定めている。今回の本規程例の一部を改正する内容が示され、改正が行われるため、市の漁港管理条例についても改正を行うものであります。

委員会では特段の異論もなく、採決の結果、本案は原案のとおり可決すべきものと決した次第であります。

次に、議案第13号 大川市水道給水条例及び大川市布設工事監督者の配置基準及び資格基準並びに水道技術管理者の資格基準に関する条例の一部を改正する条例の制定について御報告申し上げます。

説明によりますと、本案は、水道法に基づく権限が厚生労働大臣から国土交通大臣及び環境大臣に移管されるため、所要の改正を行うものであります。

内容としましては、これまで厚生労働省で一元管理を行っていた水道行政について、今後、国土交通省において、建設事業のハード部門の技術的なものを水道部門にも整合を取りながら行っていくことと、環境省において、水質に関する事務を所掌するとの考え方で、今後、水道行政全般の機能強化を図っていくため、改正がなされたものであります。

委員会では特段の異論もなく、採決の結果、本案は原案のとおり可決すべきものと決した次第であります。

次に、議案第19号 令和6年度大川市水道事業会計予算について御報告申し上げます。

説明によりますと、まず、予算第3条 収益的収支は、収入である水道事業収益7億8,709万5千円に対し、支出である水道事業費が7億7,570万4千円であります。

次に、予算第4条資本的収支は、資本的支出4億7,388万6千円に対し、資本的収入は2億6,982万8千円で、資本的収支不足額の2億405万8千円は、当年度分消費税及び地方消費税資本的収支調整額1,904万2千円、当年度分損益勘定留保資金1億5,070万4千円、建設改良積立金3,431万2千円で補填するとのことであります。

委員会では、まず、送水管更新事業の工事箇所についてただしたところ、令和3年度から市役所前通り線で送水管更新事業を行っており、国道385号バイパスの交差点から西に向かって工事を進めている。来年度は最終年度として、県道鐘ヶ江酒見間線の幡保配水場までの送水管を接続する工事である旨の答弁がなされました。

次に、企業債の償還についてただしたところ、過去に行った石綿セメント管更新事業による企業債の償還を現在行っており、令和4年度末の未償還残高は10億6,000万円程度で、来年度の償還額は昨年度よりも1,500万円ほど減少しており、償還額は今後も減少していく見込みである旨の答弁がなされました。

委員会では、その他詳細な審査を行い、採決の結果、本案は原案のとおり可決すべきものと決した次第であります。

議案第20号 令和6年度大川市下水道事業会計予算について御報告申し上げます。

説明によりますと、まず、予算第3条収益的収支は、収入である下水道事業収益5億3,840万3千円に対し、支出である下水道事業費が4億7,097万4千円であります。

次に、予算第4条資本的収支は、資本的支出5億5,575万円に対し、資本的収入は3億3,211万1千円で、資本的収支不足額の2億2,363万9千円は、当年度分消費税及び地方消費税資本的収支調整額804万9千円、当年度分損益勘定留保資金1億5,620万7千円、当年度利益剰余金処分額5,938万3千円で補填するとのことであります。

委員会では、まず、企業債残高と一般会計繰入金についてただしたところ、企業債残高は令和4年度末で48億7,000万円程度であるが、今後も設備投資を行っていくため、企業債残高は基本的に横ばいで推移していくが、将来的には減少していくものと思われる。水処理センターの2系列目の増設については、国庫補助率は55%であり、企業債は交付税で一定額措置され、一般会計繰入金が増えないように、面整備工事のスピードを抑えていく考えである旨の答弁がなされました。

さらに総括質疑では、今年の初め、能登半島地震でまず問題になったのは、電気、水道、下水道関係である。現在も完全に復旧しておらず、水道を使用できないことが生活上、一番困る。広域水道企業団だけではなく、水質の問題等はあるが、災害時には井戸水を使用することも考えられるため、水道、下水道とともに長期的な視点から対応を検討していただきたい旨の要望がなされました。

委員会では、その他詳細な審査を行い、採決の結果、本案は原案のとおり可決すべきものと決した次第であります。

以上、報告を終わります。

○議長（遠藤博昭君）

産業建設委員長の報告は終わりました。

これから産業建設委員長の報告に対し、質疑を行います。質疑を希望される方は、この際、御通告お願いいたします。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

質疑の通告はありませんので、次に進みます。

次に、討論を希望される方は、この際、御通告お願いします。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

ないようでございますので、これから採決をいたします。

まず、議案第12号 大川市漁港管理条例の一部を改正する条例の制定についてを採決いたします。

本案を産業建設委員長報告のとおり、すなわち原案のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

起立全員と認めます。よって、本案は産業建設委員長報告のとおり可決されました。

次に、議案第13号 大川市水道給水条例及び大川市布設工事監督者の配置基準及び資格基準並びに水道技術管理者の資格基準に関する条例の一部を改正する条例の制定についてを採決いたします。

本案を産業建設委員長報告のとおり、すなわち原案のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

起立全員と認めます。よって、本案は産業建設委員長報告のとおり可決されました。

次に、議案第19号 令和6年度大川市水道事業会計予算を採決いたします。

本案を産業建設委員長報告のとおり、すなわち原案のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

起立全員と認めます。よって、本案は産業建設委員長報告のとおり可決されました。

次に、議案第20号 令和6年度大川市下水道事業会計予算を採決いたします。

本案を産業建設委員長報告のとおり、すなわち原案のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

起立全員と認めます。よって、本案は産業建設委員長報告のとおり可決されました。

次に、予算特別委員会に付託しておりました議案第15号 令和6年度大川市一般会計予算を議題といたします。

これから予算特別委員会における審査の経過並びに結果について、予算特別委員長の報告を求めます。予算特別委員長、永島守君。

○予算特別委員長（永島 守君）（登壇）

私は予算特別委員長といたしまして、本委員会に付託されました議案第15号 令和6年度

大川市一般会計予算につきまして、本委員会における審査の経過並びにその結果を御報告申し上げます。

説明によりますと、本案は、歳出面においては、「大川の駅」整備事業への本格的な着手並びに庁舎大規模改修工事などにより、全体として普通建設事業費が増加し、また、賃上げや物価高騰の影響、さらには子ども・子育て関連の制度改正などにより、物件費や扶助費などの増加が見込まれる一方、歳入面では、国の定額減税による市民税の減少、固定資産の評価替えなどを要因に、市税全体としては6.6%の減となっているが、定額減税による減収額約1億5,000万円は国が補う仕組みとなっております。これを含めると、実質的には2.7%の減となっている。また、地方交付税については1.4%の増加が見込まれているが、基金繰入金も増加しており、令和7年度以降の地方交付税の動向も含め、一般財源収入が今後大きく伸びていくことはあまり期待できない状況にある。このため、予算編成に当たっては、財政の健全性の確保に留意しつつ、限られた財源の効率的かつ重点的な配分に努めたところであり、その結果、一般会計の予算規模は190億2,000万円となり、前年度当初予算との対比ではプラス11億9,000万円で、6.7%の増となっているとのことであります。

以下、委員会で交わされました質疑、意見の主なものについて、歳出から申し上げます。

まず、2款1項15目大川リビルディング事業費の大川リビルディング事業実行委員会等委員謝礼に関し、その内容についてたどしましたところ、委員は、実行委員会が12名で、その下に、市場開拓ワーキンググループ11名、藩境のまちワーキンググループ17名、食ブランドワーキンググループ15名、リバーサイドワーキンググループ8名となっている。令和5年度からの国のデジタル田園都市国家構想交付金を活用し、来年度は2年目を迎える旨の答弁がなされました。

また、リバーサイド観光活性化事業委託料についてたどしましたところ、今年度1月に開催したスカイランタンフェスティバルのようなイベントを考えている。筑後川の観光資源化により、「大川の駅」と筑後川昇開橋との間に人の流れを生み出すことを目的として、モデルコース・体験観光プログラムの造成、その他イベントの開催を予定している。

なお、1月のスカイランタンフェスティバルでは約600万円の支出を行った旨の答弁がなされました。

次に、4款1項1目保健衛生総務費に関し、産婦健康診査事業と産後ケア事業、アシスト

訪問家事支援事業等をどのように連動させるのかただしましたところ、産婦健診については、産後うつ予防等の観点から、産後2週間目と1か月目に身体やメンタルの回復度の検査を受けていただいている。産後のケア事業については、産後の大変な時期を乗り切っていただくため、休息や相談事業を利用していただく事業である。そのような事業を利用する中で、さらなる支援が必要になってきた場合にアシスト事業につなげて、家事や赤ちゃんの沐浴の手伝いなどを行うことで産婦の負担軽減を図っていくことを考えている旨の答弁がなされました。

さらに委員からは、産後のケア事業のショートステイやデイケアについて、初回無料にして産婦が一度休息できるようにならないのか、無料体験を行うことで次の利用にもつながるのではないかとただしましたところ、まずは住民税非課税世帯の方から考えており、徐々に負担軽減を検討していきたい旨の答弁がなされました。

次に、6款1項3目農業振興費の農福連携推進事業費補助金に関し、補助事業の内容についてただしましたところ、1点目は、農福連携に関する研修費用やアドバイザーの派遣費用に係る経費の助成であり、1団体当たり上限5万円の4団体を見込んでおり、合計20万円、2点目は、農業を行う就労支援施設や福祉事業所が農作物の生産に当たり、栽培に関する技術アドバイザーの派遣、または市内の農業資材の購入経費に対する助成であり、1団体当たり上限額20万円の2団体を予定しており、計60万円である。特に農業分野については農福連携の取組が少ないので、しっかり推進していきたい旨の答弁がなされました。

次に、7款1項4目観光費の古賀政男顕彰会運営費等補助金に関し、昨年度と比較し200万円増額している理由をただしましたところ、市制70周年記念事業に位置づけ、有名なゲストなど、例年より華やかな大川音楽祭を開催するため、増額をお願いした旨の答弁がなされました。

委員会では、大川音楽祭の内容がマンネリ化している部分もあるため、大川市の出場枠を別枠で設けるなど、運営方法も含めて検討していただきたい旨の意見が開陳されたところがあります。

次に、8款5項5目公園費の公園工事費の事業内容についてただしましたところ、筑後川総合運動公園に設置しているトイレ5か所のうち、3か所の整備を終えているため、残り2か所について建設工事を行う旨の答弁がなされました。

さらに委員からは、2か所の設置工事で3,500万円なのかただしましたところ、筑後川総

合運動公園のトイレ2か所の建設工事は3,200万円で、残り300万円は各公園の危険箇所の整備等に充てる費用である旨の答弁がなされました。

次に、10款6項1目社会教育総務費に関し、市内にミャンマーからの留学生など来日している外国人がいるため、交流を通して地域の方や子どもたちが国際的な感覚を身近に感じられるようにできないかたどしましたところ、近年、国際医療福祉大学において行われている留学生日本語スピーチコンテストでは、ミャンマーの学生と日本の学生がペアになって、取材や原稿づくり、発表の練習を行っている。留学生は日本語がとても上手で、内容も素晴らしい。また、校種間連携事業において、市内の小学6年生の中には、留学生と学校や大学で交流を行った経緯がある。大川市の子どもたちにとって、留学生のスピーチする姿を見ることが会話することは非常に意義があるため、来年度は見学を実現したいと考えている。スピーチコンテストだけではなく、様々なことで国際交流を図っていききたい旨の答弁がなされました。

さらに委員からは、「大川の駅」やこれからのインテリア産業においてインバウンドは重要視しないといけないため、市内の留学生などとの交流を活用していただきたい旨の意見が開陳されました。

次に、10款6項6目研修施設管理運営費に関し、ふれあいの家の炊事場における調理機材の見直しについてたどしましたところ、現在備えているIH調理器等では大人数の研修に対応できないことは課題であり、今後も食事の提供や調理設備に関し何らかの方法を検討していきたい旨の答弁がなされました。

さらに委員からは、研修施設としてできるだけ利用がしやすいようお願いしたい旨の意見が開陳されたところであります。

次に、歳入の1款市税に関し、市たばこ税が1,200万円以上の前年度比増額となっている理由についてたどしましたところ、令和3年度に、たばこ税が1本当たり1円増税されたことにより、令和6年度については約2億7,800万円の予算額を見込んでいる旨の答弁がなされました。

最後に、総括質疑において各委員から意見や要望等が述べられましたので、簡潔に紹介させていただきます。

倉重市長に対し、信条に基づき、令和6年度予算が、全ては市民の笑顔のために、最高責任者である市長は健全な予算執行に努められるようしっかりと見届けられたい。また、今で

きることをしっかり行う覚悟を感じた今回の予算が、市民及び未来の本市のために活用できることを信じている。怪文書に関しては、事実と異なる印象操作を行うものであり、行政はしっかりとチェックを行い、事実をはっきり伝えていただきたい。

令和6年度予算において最も心配なのは市税の減収であり、背景としては、基幹産業である木工業が厳しい状況にあるためである。このような中、「大川の駅」事業の予算執行に当たり、もう少し市民に丁寧に説明する努力が必要ではないかとの思いがある。

市長が言われる垣根を越えて成長するとは、市役所の部署間はもとより、いろんなところでの垣根を越えた活動としてとても大切であり、市長の思いが随所に感じられた。今後、少ない予算で充実した成果を上げるためには、行政職員の工夫、行動が伴う部分であり、議会はこれを注視していくと同時に、職員と共に考え、市政に役立てていきたい。

本市を今後運営していく上で、にぎわいを取り戻すことが必要である。その一手段が「大川の駅」事業の推進である。市全体にも活気が生まれ、そこで広がっていく経済効果は計り知れない。令和9年度開業に向け、粛々と事業を進めていただきたい。また、官民一体となって造り上げ、素晴らしいものができることを心より願っている。

重層的支援体制整備事業については、事業の成功は職員一人ひとりの肩にかかっており、市民の相談事をしっかり受け止め、市民に安心感を与える場になることを期待している。

政治は長期・中期・短期的に考えなければならないことであり、倉重市長は将来についてしっかりと考えている。市長の政策をしっかりと支えていくことが、将来を担う子や孫たちのために役立つ、今こそそういうときである。皆様からいただいた貴重な寄附金は本市の将来のために使うものであり、誤った情報を打ち消すためにも、職員はいろんな形で情報を広めていただきたい。

委員会では、その他詳細な審査を行い、採決の結果、本案は原案のとおり可決すべきものと決した次第でございます。

以上で終わります。ありがとうございました。

○議長（遠藤博昭君）

予算特別委員長の報告は終わりました。

これから予算特別委員長の報告に対し、質疑を行います。質疑を希望される方は、この際、御通告をお願いします。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

質疑の通告はありませんので、次に進みます。

次に、討論を希望される方は、この際、御通告をお願いします。

では、左から。内藤議員、どちらですかね。賛成。（「反対」と呼ぶ者あり）反対。平木議員は。（「賛成です」と呼ぶ者あり）賛成。西田議員は。（「反対」と呼ぶ者あり）反対。宮崎貴仁議員は。（「賛成で」と呼ぶ者あり）賛成。

ほかにはないですね。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

では、ただいま討論の通告がありましたので、これを許します。

ではまず、9番内藤栄治君。

○9番（内藤栄治君）（登壇）

議席番号9番、内藤栄治です。

今度の予算には「大川の駅」の予算が大幅に入っております。その中に、私も一般質問で市長にしましたように、市民の声を広く聞くために住民投票はどうですかと問いかけました。条例がないからやらない。なら、条例をつくれればいいんじゃないですか。

市民のアンケート調査はどうですかと言いましたが、しない。よい結果が出れば事業がスムーズに進むのにと私は思いますけど、悪い結果が出ると思っておられるのでしょうか。

住民説明会、開催しない。多くの市民の関心事がこの事業にあります。今まで大川市で一番の投資金額の事業です。そのためには、広く住民の方に説明会をしてほしいと私は思っております。

以上で私の反対討論を終わらせていただきます。

○議長（遠藤博昭君）

次に、13番平木一朗君。

○13番（平木一朗君）（登壇）

皆様おはようございます。議席番号13番、平木一朗です。議案第15号 令和6年度大川市一般会計予算、こちらのほうに賛成の立場で討論させていただきます。

皆さん御存じのとおり、我々予算特別委員会にて十分に審査を行い、また、執行部と令和6年度に関する主な事業についてしっかりと討論をさせていただいたと思っております。

そして何より、反対をされるのは結構でございますが、予算であります。4月1日から直接市民にサービスが関わってくるようなものに対し、反対だけではなく、反対されるための

修正案や、また、訂正案、そういうものをしっかり提出しないと、これは市民サービスをないがしろにしていると思われても仕方がないことではないかなと思っております。何期もされてある議員であれば、これぐらいのルールは十分に分かっているはずだと思っております。反対されるには、予算を反対するに当たっては、修正案や訂正案、また、会期の延長、そういうことを視野に入れて、徹底的に反対の理論を詰めていくことであり、反対のための反対ではなく、反対の理論武装、それに関わる代替案や解決案、反対の大義をしっかりと行ってほしいものだと思っております。反対ばかりする人は、実は頼りになる人、そういうふうに見えるような反対討論であってほしいと願っている次第でございます。

市民サービスを止めないためにも、今回の予算はしっかりと賛成の立場で討論させていただきます。ありがとうございました。

○議長（遠藤博昭君）

次に、7番西田学君。

○7番（西田 学君）（登壇）

皆さんおはようございます。議席番号7番、西田学です。議案第15号 令和6年度大川市一般会計予算に対する反対討論をいたします。

理由は、この予算の中に大川の駅整備振興費6億846万7千円を含んでいるからです。

「大川の駅」に巨額の資金を投入すれば、大川市の屋台骨が揺るぎます。多くの大川市民が早くやめてくれと怒っています。

今年は9月29日に市長選挙があります。大きな事業の予算は一旦外して、暫定予算を出すのが筋ではないでしょうか。これだけ多くの反対者がいれば、「大川の駅」関連予算は、選挙で市民に選ばれた市長に堂々と予算を上げてほしいです。

成功するか分からない施設と借金を残さなくても、大川市には、木工、建具、イチゴ、ノリに加えて物流拠点などが、日本に誇れる産業が、僅か約3万1,000人の人口でこれだけあります。あまりにも巨額で、市の財政を圧迫することが確実な「大川の駅」整備を止めるために、私は議案第15号に反対をいたします。

○議長（遠藤博昭君）

次に、2番宮崎貴仁君。

○2番（宮崎貴仁君）（登壇）

皆さんおはようございます。議席番号2番、宮崎貴仁でございます。議案第15号 令和6

年度大川市一般会計予算の件に対し、賛成の立場から討論をさせていただきます。

本議案の令和6年度大川市一般会計予算の件につきましては、私は先般、委員会に付託をされました予算委員会の委員に選任をいただきましたので、その予算特別委員会の中において、歳出、歳入ともに本議案上程の執行部に対し、るる質問をさせていただきました。

歳出においては、個々の事業内容や補助金の在り方等をはじめ、さきの臨時議会において、大川市一般会計補正予算が可決、成立した「大川の駅」整備事業費の債務負担の中から上程されました道の駅整備予定地地盤対策工事費についても質問をさせていただきましたが、工事の内容の詳細等も含め、詳しく御答弁をいただきました。

また、歳入においても、国の経済施策であるデフレ脱却のための定額減税措置等の関係により市税等に減額が見られたものの、交付金や基金等もしっかりと活用が予定されており、各課、各所轄において、現況を踏まえた上での的確な予算であり、私は本件に対し、異論なく賛成をするものであります。

そして、この場を借りて申し添えさせていただきますが、さきの反対討論の中で、市長は今年度は暫定的な予算を組む骨格予算として出すべきだったとありましたが、慣例的に、この時期に議会に上程される暫定的な骨格予算とは、春に選挙を控える自治体が上程するものであり、本市の市長選挙は9月22日の執行予定でありますので、通常予算の上程で何ら問題のなきものではないかということをつけ加えさせていただき、私の賛成討論とさせていただきます。

○議長（遠藤博昭君）

これをもって討論を終結し、これから採決いたします。

それでは、議案第15号 令和6年度大川市一般会計予算を採決いたします。

本案を予算特別委員長報告のとおり、すなわち原案のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

起立多数と認めます。よって、本案は予算特別委員長報告のとおり可決されました。

次に、大川市議会議会改革調査特別委員会に付託しておりました議案第26号 大川市議会議員定数条例の一部を改正する条例の制定についてを議題といたします。

これから大川市議会議会改革調査特別委員会における審査の経過並びに結果について、大川市議会議会改革調査特別委員長の報告を求めます。大川市議会議会改革調査特別委員長、

平木一朗君。

○大川市議会議会改革調査特別委員長（平木一朗君）（登壇）

私は大川市議会議会改革調査特別委員長といたしまして、本委員会に付託されました議案第26号 大川市議会議員定数条例の一部を改正する条例の制定について、本委員会における審査の経過並びに結果を御報告申し上げます。

本案につきましては、令和5年10月の大川市特別職報酬等審議会の答申の中には、議員の成り手不足や高齢化、投票率の低下の問題等、諸課題を抱える中、毎年500人程度減少している本市の人口推移の現状を踏まえた上で、議員定数の適正化の取組を附帯意見として最大限尊重するように求められています。また、議員報酬の改正時期についても考慮した上で審査を行い、進めてまいりました。その結果、議員の定数については、14人から12人に改正を行おうとすることで3月議会に提案を行ったものであります。

委員会では特段の質疑や意見等もなく、採決においては、賛成6名、反対5名の結果となり、本案は原案のとおり可決すべきものと決した次第であります。

最後になりますが、議員各位の御協力に感謝申し上げ、以上をもちまして委員長報告といたします。

○議長（遠藤博昭君）

大川市議会議会改革調査特別委員長の報告は終わりました。

これから大川市議会議会改革調査特別委員長の報告に対し、質疑を行います。質疑を希望される方は、この際、御通告をお願いします。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

質疑の通告はありませんので、次に進みます。

次に、討論を希望される方は、この際、御通告をお願いします。

それではまず、左から。内藤議員、賛成ですか、反対ですか。（「反対」と呼ぶ者あり）反対。古賀寿典議員、賛成ですか、反対ですか。（「賛成です」と呼ぶ者あり）賛成。次、馬淵議員、賛成ですか、反対ですか。（「反対」と呼ぶ者あり）反対。それから、永島幸夫議員。（「反対」と呼ぶ者あり）反対。永島守議員。（「賛成です」と呼ぶ者あり）賛成。平木一朗議員。（「賛成」と呼ぶ者あり）賛成。宮崎貴仁議員。（「賛成です」と呼ぶ者あり）賛成。

ほかはいらっしゃいませんか。よろしいですか。

じゃ、まず、反対の内藤栄治議員。

○9番（内藤栄治君）（登壇）

議席番号9番、内藤栄治です。大川市議会議員定数条例の一部を改正する条例の制定について反対をいたします。

提案理由に議員の成り手不足と言われますが、今まで大川市議会議員選挙で定員不足は一度もなく、成り手不足には当たらない。反対に、新しく立候補したい若い人たちが立候補しにくい状態になると思われます。

人口減少を理由に言われますが、隣町の大木町は議員定数12名。人口も少なく面積も小さい大木町が、大川市と同数とは考えられない。定数が12名になると、福岡県下でも一番少ない市となる。これは大川市民の声を市政に反映するのに大きな支障が出ると思われる。

また、12月議会で議員の給与を1割値上げし、そのために議員定数削減。給料を上げたので議員定数を減らすなど言語道断。全国の市議会から笑われますよ。

よって、議員定数削減に反対いたします。

○議長（遠藤博昭君）

次に、3番古賀寿典君。

○3番（古賀寿典君）（登壇）

おはようございます。議席番号3番、古賀寿典です。

大川市特別職報酬等審議会で、議員の成り手不足、それから、高齢化、投票率の低下問題等を踏まえ、毎年500人という人数が減っております。やはり私たちもしっかり考えて行動していかなければいけないというふうに思っております。

12月の議会で議員報酬を上げた、ここと同時にやはり定数も考えていくべきではないかというふうに私は思います。ですので、報酬の引上げと議員の削減を同時に行うということが大事なことだろうというふうに思います。時期が遅れると、どうしても損得出てくると思いますので、この時期が一番いいというふうに私は思います。

ということで、賛成の立場で討論を終わります。

○議長（遠藤博昭君）

次に、4番馬淵清博君。

○4番（馬淵清博君）（登壇）

議席番号4番、馬淵清博でございます。大川市議会議員定数条例の一部を改正する条例の

制定について、議案第26号について反対の立場で討論をさせていただきます。

私は12月議会でも反対の意見を述べました。今議会でも改めて反対の立場で意見を述べさせていただきます。

議会改革調査特別委員会は、報酬を含め、議員の候補者不足に伴う新たな新人の発掘など、議会改革について調査を行うための委員会ではなかったでしょうか。議員報酬は可決をいたしました。その対価であるような議員定数削減はむやみにするべきではないと考えます。もっと特別委員会で議論と調査、検討を重ね、慎重に対応すべきではないでしょうか。議員定数削減を行えば、現職議員の高齢化が進む中、多選の議員・党の強みが増し、若い人材や女性等の進出を抑えるような方向となり、議会改革に反するのではないかと考えます。

全国町村議会議長会政審幹事会小委員会の中でも、議員定数の考え方について、その中に、議会にも多数の弊害として、議会の硬直化、なれ合い化、私欲など、弊害が出ていることがあるとも書いてございます。当選回数制限、または年齢制限などを検討すべきであるとも書いてございます。

私は今後もこの議会改革調査特別委員会で議員定数問題は議論、検討をすべきだと考えており、現時点では反対をいたします。

以上です。

○議長（遠藤博昭君）

次に、12番永島守君。

○12番（永島 守君）（登壇）

私は議案第26号、議員定数等々についての議案に対して賛成の立場から討論をさせていただきます。

反対論、賛成論、いろんなことがるございましたけれども、私は、皆さん方が一番、議員自身が今必要なことは何であるのか、また、私も長い間、三十数年余りこうして大川市議会にはいさせていただいておりますが、これまで長い期間にわたっていろんな角度から議員のありよう等についてもしっかりと考えてきたわけでございますけれども、皆さん方が、報酬等については反対された方もございますが、それも含めて、今その時期かという御意見もありましょうけれども、まさに私は今がその時期だというふうに思っております。一番市民に対して分かりやすい時期。

皆さん方が毎月いただいております、いわゆる報酬等についても、来月末には第1回目

の報酬が、上げられた額が皆さん方の口座に支給されるわけでありましてけれども、反対された方が、今後、その報酬等にて既に何らかの形を考えておられる方もおられるかと思いますが、そういうものもろもろ含めて私は、多くは語りませんが、まさに今置かれた大川市議会、この正常化を図り、そして、品位ある議会を今後もしっかりとつくっていくためには、まだまだやらなくてはならない、そういう問題もございます。

今回は定数条例についての一部改正でございますので、多くは語りませんが、私は以上をもちまして賛成側からの討論とさせていただきます。御清聴ありがとうございました。

○議長（遠藤博昭君）

次に、5番永島幸夫君。

○5番（永島幸夫君）（登壇）

5番、永島幸夫であります。反対の立場で申し上げます。

市議会議員定数条例は14人を12人となっておりますけれども、私は議員になって、大川校区、三又、木室、田口、川口、大野島、この市民の皆様からの要望、意見がこんなふうが多いのかと非常にびっくりしております。議員のほうに話を持ってくるということは、信頼されているから話ができるわけです。意見が述べられます。

また、今後、議員がいない校区が発生します。間違いありません。議員がいない校区ですよ。ゼロの校区が発生します。これを皆さんが心配されておるわけですよ。

私はこの定数削減については絶対反対です。

○議長（遠藤博昭君）

次に、13番平木一朗君。

○13番（平木一朗君）（登壇）

私は大川市議会議会改革調査特別委員会の委員長として、本来であれば委員長というのは賛成討論等はなかなかすべきことではないかもしれませんが、このように賛否分かれ、薄氷を踏むような案件でございますので、賛成の立場から申し上げさせていただきたいと思っております。

そもそも論と申しましょうか、ここに書いてあるとおり、皆さんも読まれてあるとおりで、我々市議会として、この大川市議会議会改革調査特別委員会は、皆さん御存じのとおりですが、当選してから、6月だったかな、報酬等の見直しをまず考えようということで、この特別委員会をつくらせていただいた上で、議員報酬を下げることは議会の我々議員だけ

で決めることはできますが、やっぱり今が適正なのかどうなのか、審議を図るためには第三者委員会による報酬等審議会を立ち上げなければいけないと。そういうことで議論をさせていただいたことが記憶に残っていらっしゃるでしょうか。そのときは何の異論もなく、反対もなく、私はじめ、市長のほうに審議会の設置を求めさせていただきました。その後で皆さんにも御報告をさせていただきました。そして、数か月にわたる審議会が開催をされ、そして、答申が出てきた次第でございます。そのときには、書いてあったとおり、我々は十数年になりますけれども、40万円の報酬に対して1割減の36万円というのを一時的、時限立法でしていたんですけれども、ある一定の時期から36万円というふうに改正をした次第でございます。

そのことを含めて、審議会のほうでは40万円という数字を出していただいたわけですが、そのときに、ここにも書いてありますとおり、附帯意見という言葉が出てきております。この附帯意見のほうで、まず、勘違いされている方もいらっしゃるのもう一度言いますけれども、附帯意見というのは法的拘束力はないが、無視したらいけないものであるというのが常識であります。そのような中に、附帯意見の中には、本審議会の答申は尊重することということと、3月31日をもって実行すると。だから、報酬等の見直しもしていただいたけれども、この附帯意見にありますとおり、市議会におかれましては、議員の成り手不足や高齢化、投票率低下の問題等、諸課題を抱える中、新たな人材の発掘、確保に向け、特別委員会を設置し議会改革に取り組まれているが、毎年500人程度減少している本市の人口推移の現状を踏まえ、議員定数の適正化の取組を要望すると書いてあるわけでありまして、無視することができないために、再度報酬のほうを前12月議会で皆さんの御協力によりしたわけですが、そして今回、そのときにも言いましたとおり、定数についてもしっかりと皆さんで議論を行い、賛成、反対、多々いらっしゃると思いますが、協議、審議、その辺を行いながら話し合おうということやってきたつもりでございます。

もちろん反対される方には反対される理由もありますが、先ほどの反対意見を聞いていると、いまだに、議員報酬にもかかわらず、給料と言われる方がいらっしゃる。これは最初の一丁目一番地、議員としての1期目でも多分分かることだと思います。私たちは給料を一切いただいておりませんし、報酬です。それこそ笑われますよ、市議会議員自体が給料、給料と間違った言葉を使うのであれば。

それと、成り手不足というのも後ほどまた述べますけれども、成り手不足と人手不足は違

いますよと何度となく説明をさせていただきました。

また、大木町という話がありますが、よその町云々のことではなく、この適正という言葉は、適切で、適当で、正しいことでもあります。それこそ、私たちの今回のこの議会改革調査特別委員会の中では、反対意見も賛成意見もしっかりとした立場で聞き、そして、降りることがないかどうか確認をした上で決めさせていただいております。そういう部分においては、今回はしっかり反対意見の方たちの意見も聞いた上でやっております。そういう中で、しっかりと御自身の中で答えを出して、この市議会で答えを出した結果が適正であると思いますので、その結果が12名であれば、よその町は云々関係なしで、この12名が大川の今後、4年後、先のことを考えた上での適正な数字だということが、この市議会の仕事ではないでしょうか。

最後になりますけれども、成り手不足のほうでよく勘違いをされておりますけれども、成り手不足というのは、誰でもかれでも手を挙げればよいというわけではございません。やはり市議会の議員というものは、もちろん先ほど永島幸夫議員の発言にもあったとおり、地元、住んでいる校区の方たちのいろんな意見もあることかもしれませんが、大川市の明日を決めること、そして、困っていらっしゃることを考えること、市全体のことでございます。そして、何より今必要なのは、今よりよい社会、ましな社会をしっかりと築けよということで、大きな案件として「大川の駅」等もあるかと思っております。

そのような中において、成り手不足というのは、しっかりその覚悟ができた人間だからこそ、そういう人間になってほしいという気持ちでありまして、このような詐欺に近いような虚偽行為を出され、ここにも書いてありますけど、市民税、固定資産税の財源の確保とか、市長とかが言えますでしょうかね。いや、大川市外の皆さんからいただいたふるさと納税で、私たちの市県民税、社会保険料を安くしましたよと言えますか。そういううそを書いてあるものを堂々と配ることが何が市議会の仕事ですか。そのようなことを踏まえ、しっかりと明日の大川に対して責任を持って、正しいことをつなげていくこと、そういうことを誓い、12名という枠の中で、すばらしい人材をつくっていかなければならない、そういうふうに思っております。

よって、この12名は皆さんが出された結果でありますので、その部分に関しては賛成させていただきたいと思っております。

以上です。

○議長（遠藤博昭君）

次に、2番宮崎貴仁君。

○2番（宮崎貴仁君）（登壇）

議席番号2番、宮崎貴仁です。議案第26号 大川市議会議員定数条例の一部を改正する条例の制定の件に対し、賛成の立場から賛成討論をさせていただきます。

本議案の大川市議会議員定数条例の一部を改正する条例の制定の件につきましては、本議場に参集の議員各位がよく御周知のとおり、さきの12月議会において可決されました議案第81号 大川市議会議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例の制定に類するものと考えております。

昨年6月に議員全員が参画する大川市議会改革調査特別委員会が設置され、今日まで各議員がそれぞれの立場で様々な協議、議論を重ねてきました。その中で、さきの議員報酬に関しましては、大川市特別職報酬等審議会が立ち上げられ、昨年10月にその審議会からいただきました答申の附帯意見の中に、今回の議員定数の適正化への取組の要望がなされました。

そのような要望下において、委員会にて議員全員がまた議論を交わしてきたわけですが、委員会の中においては、地区からの代表がいなくなるとか、報酬や定員の削減は別に捉えるべきとか、新人や若い人が出にくくなるとか、市政が回らなくなるとか、るる様々な意見が出されました。しかしながら、私は委員会の中でも申し上げたものがありますが、さきの改選にて1議席の減となり、以前の委員会構成人数も一部減り、変わったわけですが、特段の支障もなく、運営に問題はないとのことでした。

また、私は議員報酬とこの定数の適正化は一つのものとして捉え、考えるべきだと思っております。

また、若い人などの議員への挑戦においては、定数の問題ではなく、個々の意欲と本議会への魅力ではないでしょうか。逆に、私たち現職議員が挑戦をできる場を創出してあげ、オール大川で前向きに大川の未来を考えていく、そんな意欲が出るような、魅力ある議会づくりを発信していくべきことが先決だと考えます。

私は今回の議案に対しては、まずは、年代、性別、職業、団体などの垣根を越えた委員で構成され、公平な立場で審議をされ、その垣根を越えて様々なお立場から大川の将来を思い、あえて附帯意見として出されたこの附帯事項に真摯にお答えするとの立場での考えの意を

もって、私の賛成討論とさせていただきます。

○議長（遠藤博昭君）

これをもって討論を終結し、これから採決いたします。

それでは、議案第26号 大川市議会議員定数条例の一部を改正する条例の制定についてを採決いたします。

本案を大川市議会議会改革調査特別委員長報告のとおり、すなわち原案のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

起立多数と認めます。よって、本案は大川市議会議会改革調査特別委員長報告のとおり可決されました。

次に、閉会中の所管事項継続調査の件を議題といたします。

この件につきまして、各委員長からお手元に配付しております調査事項について、令和7年3月31日まで各委員会に付託されたい旨、申出がっております。よって、各委員長からの申出のとおり付託することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

御異議なしと認めます。よって、各委員長から申出のとおり、別紙調査付託事項について各委員会に付託することに決しました。

次に、会議録署名議員を指名いたします。

12番永島守君、13番平木一朗君、以上2名を指名いたします。

以上で本定例会の議事は全て終了いたしました。

なお、ここで市長から発言の申出がっておりますので、この際、お願いいたします。市長。

○市長（倉重良一君）

ただいま議長のお許しをいただきましたので、一言御挨拶を申し上げます。

まずもって議員の皆様には、提案をいたしました全ての議案におきまして、慎重御審議の上、御議決を賜りましたことを厚く御礼申し上げます。

また、開会の際にも申し上げさせていただきましたが、令和6年度は、「大川の駅」の事業、大川Rebuilding（リビルディング）事業、子育て、そして、重層的支援体制の整備という4つの柱を最重点施策として推進すべく新年度の予算編成を行ったところをごさいます。

この予算につきましても今ほど御議決を賜り、感謝を申し上げます。特に「大川の駅」につきましては、用地の1次造成、そして、事業者の選定という、ベースとなる大事な仕事の年となります。そしてまた、いよいよ目に見える形となって事業が推進されるということでございます。未来の市民の皆様にあってよかったと言っていただけるように、着実に令和10年3月の開業に向けて頑張ってまいりたいというふうに思っております。

また、今年は大川市市制70周年の節目の年でございます。来月に開催いたします記念式典を皮切りに、年間を通して多くの記念事業を行ってまいりますので、これまで大川を築き上げてこられました諸先輩方や歴史に思いをはせながら、未来に向かっていく姿を皆さんと共有しながら、70回目のアニバーサリーを市民の皆様と共に楽しみたいという思いでございます。

今議会、審議の過程で議員の皆様からいただきました御意見、御助言等につきましては真摯に受け止めつつ、三役はもとより、職員一丸となって、責任を持って市政運営を行ってまいりますので、新年度もどうぞよろしくお願いを申し上げまして、簡単でございますけれども、閉会に当たりましての御挨拶とさせていただきます。誠にありがとうございました。

○議長（遠藤博昭君）

これにて令和6年第2回大川市議会定例会を閉会いたします。

午前11時10分 閉会

以上、会議の次第は、その内容の正確であることを証するため、ここに署名する。

大川市議会議長 遠藤博昭

大川市議会副議長 古賀寿典

大川市議会議員 永島守

大川市議会議員 平木一朗